

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成27年10月28日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市西京区桂坂くすのき東地区建築協定

(2) 申請者の氏名

河合 行朗

(3) 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町四丁目10番地の1, 10番地の2, 10番地の4, 11番, 12番地の1から12番地の8まで, 13番, 14番地の1から14番地の8まで, 15番地の1から15番地の5まで, 16番地の1, 16番地の3から16番地の9まで, 17番地の1から17番地の4まで, 17番地の6から17番地の10まで, 18番地の1から18番地の9まで, 19番地の1から19番地の4まで, 20番地の1から20番地の4まで, 20番地の6, 21番地の1, 21番地の3, 21番地の4, 21番地の6から21番地の9まで, 22番地の1から22番地の9まで, 23番地の1及び23番地の2並びに同区御陵峰ヶ堂町三丁目20番地の1から20番地の8まで, 21番地の1から21番地の7まで, 21番地の9, 21番地の10, 22番地の1から22番地の4まで, 22番地の7, 22番地の8, 23番地の1から23番地の8まで, 23番地の10, 24番地の2から24番地の7まで, 25番地の2から25番地の12まで, 26番地の1から26番地の11まで, 27番地の1から27番地の10まで, 28番地の1から28番地の5まで, 29番, 30番地の1, 30番地の2, 31番地の1から31番地の7まで, 32番地の1から32番地の6まで, 33番地の1から33番地の7まで, 33番地の9, 34番地の1から34番地の6まで, 35番地

の1から35番地の3まで、36番地の1から36番地の3まで、37番地の1及び37番地の2

(4) 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵大枝山町四丁目10番地の3、12番地の9、16番地の2、17番地の5、20番地の5、21番地の2及び21番地の5並びに同区御陵峰ヶ堂町三丁目21番地の8、21番地の11、22番地の5、22番地の6、23番地の9、24番地の1、24番地の8、25番地の1、32番地の7、32番地の8及び33番地の8

(5) 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備

(6) 協定の期間

10年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成27年10月28日（水）から同年11月17日（火）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎2階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成27年11月18日（水）午後1時から午後2時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局2階南会議室（北庁舎2階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 中山 雅永

（都市計画局建築指導部建築指導課）